

全国公共図書館協議会

2023 年 3 月 31 日

(〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13 東京都立中央図書館内)

目 次

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会	1
資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会	2
図書館における著作物の利用に関する当事者協議会	4
全国公共図書館協議会の調査・研究事業	5
令和 5 年度（2023 年度）全国公共図書館協議会 総会等	5
令和 5 年度（2023 年度）研究集会、研修等予定	5

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

「著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 52 号）」により、図書館等による図書館資料のメール送信等を可能とする制度が設けられました。

サービス実施に向け、出版関連団体等の権利者側と図書館関係団体側から成る「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」が設置されました。本協議会は、総合的な見地から意見交換を行う「全体会」と、個別の検討事項に関する意見交換を行う「ガイドライン分科会」、「補償金分科会」、「特定図書館等分科会」、「事務処理等スキーム分科会」の 4 つの分科会から構成されています。

構成団体は、28 団体です。図書館側からは、国立国会図書館、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本博物館協会、全国美術館会議、日本図書館協会の 7 団体、教育委員会連合会が 2 団体、権利者・出版者側は日本文藝家協会、美術著作権連合、日本書籍出版協会、日本雑誌協会をはじめとする 19 団体です。オブザーバーは、全国知事会、国立大学協会、日本複製権センター等の 13 団体です。

全国公共図書館協議会では、全体会の委員として事務局参与を派遣しています。分科会については、特定図書館等分科会では座長として、他の分科会については委員として事務局次長を派遣しています。

令和 4 年度の開催状況、協議内容は以下のとおりです。

【開催状況】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・令和 4 年 4 月 4 日（月） | 第 2 回補償金分科会 |
| ・令和 4 年 4 月 11 日（月） | 第 3 回ガイドライン分科会 |
| ・令和 4 年 4 月 28 日（木） | 第 1 回事務処理等スキーム分科会 |
| ・令和 4 年 6 月 3 日（金） | 第 3 回補償金分科会 |

- ・令和4年6月8日（水） 第4回ガイドライン分科会
- ・令和4年6月20日（月） 第2回事務処理等スキーム分科会
- ・令和4年7月11日（月） 第5回ガイドライン分科会
- ・令和4年7月15日（金） 第4回補償金分科会
- ・令和4年8月2日（火） 第3回特定図書館等分科会
- ・令和4年8月5日（金） 第6回ガイドライン分科会
- ・令和4年9月9日（金） 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会（第2回）
- ・令和4年9月16日（金） 第5回補償金分科会
- ・令和4年11月25日（金） 第7回ガイドライン分科会
- ・令和4年12月21日（水） 第8回ガイドライン分科会
- ・令和5年1月30日（月） 第9回ガイドライン分科会
- ・令和5年2月27日（月） 第10回ガイドライン分科会
- ・令和5年3月29日（水） 第11回ガイドライン分科会

【協議内容】

日本図書館協会著作権委員会「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページをご覧ください。

<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/946/Default.aspx>

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会

国立国会図書館では、著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関と、デジタル化した資料の利用提供方法などについて継続的に協議を行っています。資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会の委員として、全国公共図書館協議会の事務局参与を派遣しています。

令和4年度の開催状況、協議内容は以下のとおりです。

【開催状況】

- 第1回 令和4年7月25日（月）
- 第2回 令和5年3月27日（月）

【協議内容】

各回の項目は以下のとおりです。

第1回

1 報告事項

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
 - ア 令和2年度補正予算（第3号）での実施事項
 - （ア）図書資料のデジタル化
 - （イ）デジタル化設備の整備

- (ウ) 全文テキスト化の推進
- (エ) 電子書庫機能の拡張等
- イ 令和3年度補正予算（第1号）での実施事項
 - (ア) 図書資料のデジタル化
 - (イ) 視覚障害者等用データ作成のための OCR 処理プログラムの研究開発
 - (ウ) 電子書庫機能の拡張等
- (3) デジタル化資料の OCR テキスト化事業等の成果について
 - 国立国会図書館が令和2年度補正予算（第3号）により令和3年度に取り組んだ OCR テキスト化事業等の成果及びその利用について報告があった。
 - ア デジタル化資料の OCR テキスト化事業
 - イ OCR 処理プログラムの研究開発事業
 - ウ データセットの提供
 - エ 令和4年度作業
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
 - 令和4年5月末現在の申請・承認状況及びサービス開始から令和4年5月末までの利用状況等について報告があった。
- (6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
 - 令和4年5月19日から開始した個人向けデジタル化資料送信サービスと同時にオンラインによる登録申請が開始された。利用者登録等の状況及び利用状況について報告があった。
- (7) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置の終了について
 - 令和4年5月19日の個人向けデジタル化資料送信サービス開始も踏まえ、代替措置は当初の目的を達成し、役割を終えたと判断し、令和4年5月18日をもってサービスを終了したと報告があった。
- (8) 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行期間の延長及び申請件数の上限の拡大について

第2回

1 報告

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
 - ア 令和3年度補正予算（第1号）での実施事項
 - (ア) 図書資料のデジタル化
 - (イ) 視覚障害者等用データ作成のための OCR 処理プログラムの研究開発
 - (ウ) 電子書庫機能の拡張等
 - イ 令和4年度補正予算（第2号）での実施事項
 - (ア) 図書資料のデジタル化
 - (イ) 図書付録等のデジタルデータ抽出
 - (ウ) 図書付録等のデジタルデータの利用環境の整備
 - (エ) 電子書庫機能の拡張等

- (オ) 逐次刊行物に対応した OCR 処理プログラムの研究開発
- (3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について
- デジタル化した資料の画像、フロッピーディスク（FD）等のパッケージ系電子出版物などのデジタル資料の長期保存に係る今年度の取組について、実施状況の報告があった。
- ア パッケージ系電子出版物のマイグレーション
- イ デジタル化資料の LTO での保存・運用
- ウ デジタル資料の長期保存に係る調査
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- 令和 5 年 2 月末現在の申請・承認状況及びサービス開始から令和 5 年 2 月末までの利用状況等について報告があった。
- (6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- 利用者登録等の状況及び利用状況について報告があった。
- (7) 国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアルについて
- 国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアルの概要について報告があった。
- (8) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの除外手続における入手可能性調査で用いるデータベースについて
- 入手可能性調査で用いるデータベースについて、引き続き 5 つのデータベースを用いて行われることが報告された。
- (9) 国立国会図書館所蔵資料の二次利用手続の見直しについて
- デジタル化資料を含む国立国会図書館所蔵資料の二次利用に当たっては、著作権保護期間が満了している資料を除き、原則として、権利者からの許諾等とは別に、国立国会図書館への申請を求めている。この度、国立国会図書館以外の第三者が著作権等の権利を有するコンテンツの二次利用については、申請を原則として不要とすることに改めることが報告された。

2 協議

- (1) 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項の改正について
- 以下に対応するため、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（国図電 1212041 号）を改正することとしたい。
- ・国立国会図書館では、今般、資料の劣化状況に鑑み、住宅地図のデジタル化に着手したところである。住宅地図は、1 棟、1 戸ごとの戸別情報（居住者名、建物名、建物の平面図等）を記載している地図帳であることから、デジタル化した住宅地図の利用に際しては、個人情報への配慮が必要となる。このため、図書館向け（及び個人向け）デジタル化資料送信サービスの送信対象からは除外するのが望ましい。
 - ・著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 52 号）第 2 条の施行（令和 5 年 6 月 1 日）に伴い、図書館向けデジタル化資料送信サービスの提供根拠となる条文が変更される。

図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

令和 4 年度は開催されませんでした。

全国公共図書館協議会の調査・研究事業

令和4年度は、令和3年度から引き続き、「公立図書館における読書バリアフリー」をテーマに調査・研究事業に取り組みました。令和4年度も、専修大学文学部の野口武悟教授のご助言のもと、令和3年度に全国の公立図書館を対象に実施した実態調査を分析し、報告書の作成、編集作業を行いました。

報告書は都道府県立図書館の中心館等に送付し、あわせて全国公共図書館協議会のウェブサイトにてPDFファイルで掲載する予定です。

この報告書が、障害者サービスや情報アクセスの向上を考える基礎資料としてご活用いただき、全ての人に開かれた図書館の実現に寄与できれば幸いです。

令和5年度（2023年度）全国公共図書館協議会 総会等

期日	開催地	予定
令和5年5月26日（金）	東京都立中央図書館	理事会 ※Web開催を予定
令和5年7月6日（木）	東京都立中央図書館	総会・研究集会 午前10時～午後3時 ※Web開催を予定

令和5年度（2023年度）研究集会、研修等予定

○全国公共図書館研究集会〈日本図書館協会公共図書館部会〉

区分	期日	開催地
サービス 総合・経営部門		和歌山県
児童青少年部門	令和5年12月14日（木）・15日（金）	長野県

○全国図書館大会〈日本図書館協会〉

期日	開催地
令和5年11月16日（木）・17日（金）	岩手県

○図書館地区別研修について

文部科学省及び関係都道府県教育委員会等が開催する図書館地区別研修は、勤務経験が概ね3年以上の司書等を対象に、次表の6地区で、4日間の日程でそれぞれ開催が予定されています。

詳細については、開催都道府県の教育委員会から別途、地区内の教育委員会や図書館に通知されます。

地区	
北海道・東北	近畿

関東・甲信越静	中国・四国
東海・北陸	九州・沖縄

○新任図書館長研修について

文部科学省及び国立教育政策研究所等が公共図書館に就任して1年未満の図書館長を対象に行う研修です。令和5年度は下表のとおり実施が予定されています。

期日	開催地
令和5年7月～10月末中の3～4日間	東京の主会場及び都道府県・政令指定都市の副会場で実施予定

○図書館司書専門講座について

文部科学省及び国立教育政策研究所が公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書を対象に行う研修です。令和5年度は下表のとおり実施が予定されています。

期日	開催地
令和5年6月15日（木）～ 令和5年6月28日（水）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター